

平成19年12月25日
消 防 庁

総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例措置に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案に対する意見募集の結果について

消防庁は、総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例措置に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案について、平成19年10月31日（水）から同年11月29日（木）まで意見募集を実施しました。
その結果、意見の提出がありませんでしたので、お知らせします。

1 概要

本件省令案は、平成19年10月9日（火）、「構造改革特区の第11次提案に対する政府の対応方針」（構造改革特区推進本部決定）により対応方針が決定され、「119番通報時における緊急度・重症度識別（トリアージ）による救急隊編成の弾力化」が新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置として決定されたことをうけ、次に掲げる内容により新たな特例措置を定めるものです。

（1）新たに講ずる救急隊の編成の基準の特例

構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体であって、消防法第2条第9項に規定する救急業務を実施するものが、その設定する構造改革特別区域内の消防機関が（2）に掲げる要件（以下「救急隊編成特例要件」という。）をすべて満たし、かつ、救急業務の実施体制の一層の充実を図るため救急隊の弾力的な編成を行う必要があると認めて、法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更を含む）を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内の消防機関の救急隊の編成の基準について、特例が適用される場合を、現行規定（消防法施行規則第50条）の場合に加え、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすることができる。

（2）救急隊編成特例要件

救急隊編成特例要件は、アからウのとおりとする。

- ア 緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出動するまでの手順を確立していること

イ アによる識別の結果、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により出動した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、本特例措置に係る救急業務の実施に関しあらかじめ定めた基準及び要領に従って、3 人以上の救急隊員によりすみやかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること

ウ 通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること

2 意見募集の結果

消防庁は、本件省令案について、平成 19 年 10 月 31 日（水）から同年 11 月 29 日（木）まで意見募集を実施したところ、意見の提出はありませんでした。

3 省令の公布

消防庁では、原案に沿って、平成 19 年 12 月 25 日に本件省令を公布したところです（[平成 19 年総務省令第 152 号](#)）。

[関連報道資料]

○ 総務省関係構造改革特別区域法第 2 条第 3 項に規定する省令の特例措置に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案に対する意見募集
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/191029-3/191029_ikenbosyu.pdf

(連絡先)

総務省消防庁救急企画室

担当：松野課長補佐、奥田事務官

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7539

Mail：e.okuda@soumu.go.jp